

第 186 号 (令和 6 年 12 月 25 日 発行)	発行日 5 日、15 日、25 日
<b>横浜市報</b>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

目 次

頁

**【規則】**

△ 横浜市地区センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則【市民局地域施設課】	3
△ 横浜市営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則【建築局市営住宅課】	4
△ 横浜市改良住宅条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則【建築局市営住宅課】	5
△ 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例施行規則の一部を改正する規則【健康福祉局医療援助課】	6
△ 横浜市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則【建築局市営住宅課】	9
△ 横浜市改良住宅条例施行規則の一部を改正する規則【建築局市営住宅課】	11
△ 横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則【建築局建築企画課】	12

**【告示】**

△ 令和 6 年度横浜市一般会計補正予算 (第 4 号) ほか 1 件の要領公表【財政局財政課】	13
△ 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定【財政局税制課】	14
△ 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更【財政局税制課】	15
△ 計量法第 20 条第 1 項の規定に基づく指定定期検査機関の指定【経済局消費経済課】	17
△ 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止【健康福祉局高齢施設課】	18
△ 同【健康福祉局高齢施設課】	19
△ 保存すべき緑地の指定【みどり環境局公園緑地事業課】	20
△ 横浜国際港都建設計画生産緑地地区の変更【建築局都市計画課】	21
△ 令和 6 年度港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定【港湾局港湾管財課】	22

**【公告】**

△ 市有地の貸付けに関する一般競争入札の施行【財政局ファシリティマネジメント推進課】	23
△ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】	26
△ 公園の設置【みどり環境局公園緑地管理課】	27
△ 公園の一時利用停止【みどり環境局公園緑地管理課】	28
△ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【みどり環境局水・土壌環境課】	29
△ 同【みどり環境局水・土壌環境課】	30
△ 同【みどり環境局水・土壌環境課】	31
△ 同【みどり環境局水・土壌環境課】	32
△ 同【みどり環境局水・土壌環境課】	33
△ 横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質変更時要届出区域の指定の解除【みどり環境局水・土壌環境課】	34
△ 下水道管理用地を活用した時間貸し自動車駐車場事業者の決定に関する一般競争入札の施行【下水道河川局マネジメント推進課】	35
△ 排水設備指定工事店の変更【下水道河川局管路保全課】	39
△ マンション建替え事業の事業計画変更の認可に係る事業計画の縦覧【建築局住宅再生課】	40
△ 建築協定認可に係る建築協定書の縦覧及び公開による意見の聴取の開催【建築局建築企画課】	41

△ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	42
△ 同【建築局調整区域課】	43
△ 同【建築局調整区域課】	44
△ 同【建築局調整区域課】	45
△ 建築基準法に基づく指定道路の廃止【建築局建築指導課】	46
△ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	47
△ 同【建築局建築指導課】	48
△ 同【建築局建築指導課】	49
[区告示]	
△ 認可地縁団体の告示事項の変更【南区地域振興課】	50
[区公告]	
△ 自動車臨時運行許可番号標の失効【戸塚区総務課】	51
△ 同【神奈川区総務課】	53
[交通局]	
△ 職員の懲戒処分【人事課】	54
[市選挙管理委員会]	
△ 直接請求に必要な選挙権を有する者の数【選挙課】	55

---

規則

---

横浜市地区センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 6 年 12 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市規則第 90 号

横浜市地区センター条例の一部を改正する条例の施行期  
日を定める規則

横浜市地区センター条例の一部を改正する条例（令和 5 年 12 月横  
浜市条例第 35 号）は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横浜市営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 6 年 12 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市規則第 91 号

横浜市営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期  
日を定める規則

横浜市営住宅条例の一部を改正する条例（令和 6 年 2 月横浜市条例第 7 号）中、別表の 1 の表中村町住宅に係る改正規定は令和 7 年 1 月 1 日から、同表瀬戸橋住宅に係る改正規定は同年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横浜市改良住宅条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 6 年 12 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市規則第 92 号

横浜市改良住宅条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

横浜市改良住宅条例の一部を改正する条例（令和 6 年 2 月横浜市条例第 8 号）は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。ただし、別表に 1 表を加える改正規定（瀬戸橋住宅の項に係る部分に限る。）は、同年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 12 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市規則第 93 号

横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例施行規則（平成 27 年 12 月横浜市規則第 101 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号イ中「別表第 2 の 3 の項」を「別表第 2 の 4 の項」に改め、同条第 9 号中ハをヒとし、ノをハとし、同号ネ中「別表第 1 の 2 の項」を「別表第 1 の 3 の項」に改め、同号ネを同号ノとし、同号ヌ中「別表第 1 の 1 の項」を「別表第 1 の 2 の項」に改め、同号ヌを同号ネとし、同号ニの次に次のように加える。

ヌ 生活保護関係事務に係る要保護者等に係る条例別表第 1 の 1 の項に規定する横浜市重度障害者の医療費助成に関する条例（昭和 46 年 12 月横浜市条例第 59 号）による医療費の助成に関する情報（以下「重度障害者医療費助成関係情報」という。）

第 3 条の 5 の見出し中「別表第 2 の 2 の項」を「別表第 2 の 3 の項」に改め、同条中「別表第 2 の 2 の項」を「別表第 2 の 3 の項」に、「同表の 2 の項」を「同表の 3 の項」に改め、第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 当該審査に関する事務に係る小児に係る重度障害者医療費助成関係情報

第 3 条の 5 を第 3 条の 8 とする。

第 3 条の 4 の見出し中「別表第 2 の 1 の項」を「別表第 2 の 2 の項」に改め、同条中「別表第 2 の 1 の項」を「別表第 2 の 2 の項」に、「同表の 1 の項」を「同表の 2 の項」に改め、第 4 号を第 6 号とし、第 3 号の次に次の 2 号を加える。

(4) 当該審査に関する事務に係る対象者に係る重度障害者医療費助成関係情報

(5) 当該審査に関する事務に係る対象者に係る小児医療費助成関係情報

第 3 条の 4 を第 3 条の 7 とする。

第 3 条の 3 の 2（見出しを含む。）中「別表第 1 の 3 の項」を「別表第 1 の 4 の項」に改め、同条を第 3 条の 5 とし、同条の次に次

の 1 条を加える。

( 条例別表第 2 の 1 の項に規定する規則で定める事務及び特定個人情報 )

第 3 条の 6 条例別表第 2 の 1 の項に規定する規則で定める事務は横浜市重度障害者の医療費助成に関する条例第 8 条の規定による調査又は横浜市重度障害者の医療費助成に関する条例施行規則第 3 条、第 10 条若しくは第 12 条の規定による申請、届出若しくは請求に係る事実についての審査に関する事務とし、同項に規定する規則で定める特定個人情報は当該審査に関する事務に必要な次に掲げる情報であってデジタル統括本部長が定めるものとする。

(1) 当該審査に関する事務に係る重度障害者（横浜市重度障害者の医療費助成に関する条例第 3 条に規定する助成の対象者をいう。以下同じ。）に係る医療保険給付関係情報

(2) 当該審査に関する事務に係る重度障害者に係る地方税関係情報

(3) 当該審査に関する事務に係る重度障害者に係る生活保護関係情報

(4) 当該審査に関する事務に係る重度障害者に係る障害者関係情報

(5) 当該審査に関する事務に係る重度障害者に係るひとり親家庭等医療費助成関係情報

(6) 当該審査に関する事務に係る重度障害者に係る小児医療費助成関係情報

(7) 当該審査に関する事務に係る重度障害者に係る外国人保護関係情報

第 3 条の 3（見出しを含む。）中「別表第 1 の 2 の項」を「別表第 1 の 3 の項」に改め、同条を第 3 条の 4 とする。

第 3 条の 2（見出しを含む。）中「別表第 1 の 1 の項」を「別表第 1 の 2 の項」に改め、同条を第 3 条の 3 とする。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

( 条例別表第 1 の 1 の項に規定する規則で定める事務 )

第 3 条の 2 条例別表第 1 の 1 の項に規定する規則で定める事務は、横浜市重度障害者の医療費助成に関する条例第 8 条の規定による調査又は横浜市重度障害者の医療費助成に関する条例施行規則（昭和 46 年 12 月横浜市規則第 113 号）第 3 条、第 10 条若しくは第 12 条の規定による申請、届出若しくは請求の受理、その申請、届出若しくは請求に係る事実についての審査若しくはその申請、届出若しくは請求に対する応答に関する事務とする。

第 4 条（見出しを含む。）中「別表第 2 の 3 の項」を「別表第 2 の 4 の項」に改め、第 39 号を第 40 号とし、第 38 号を第 39 号とし、第

37 号を第 38 号とし、第 36 号の次に次の 1 号を加える。

(37) 当該保護の措置に関する事務に係る保護対象者に係る重度障害者医療費助成関係情報

第 5 条（見出しを含む。）中「別表第 2 の 4 の項」を「別表第 2 の 5 の項」に改める。

第 6 条（見出しを含む。）中「別表第 2 の 5 の項」を「別表第 2 の 6 の項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



横浜市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 12 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市規則第 94 号

横浜市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市営住宅条例施行規則（平成 9 年 3 月横浜市規則第 44 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 (1) の表中

「

永田山王台住宅	同	0.88
---------	---	------

」

を

「

永田山王台住宅	同	0.88
中村町住宅	同	1.02

」

に、

「

釜利谷東ハイツ	同	0.88
---------	---	------

」

を

「

釜利谷東ハイツ	同	0.88
瀬戸橋住宅	同	0.98

」

に改める。

別表第 3 中

「

清水ヶ丘ハイツ駐車場	15,500
------------	--------

」

を

「

清水ヶ丘ハイツ駐車場	15,500
------------	--------

」

中村町住宅駐車場	19,900
----------	--------

」

に、  
「

釜利谷東ハイツ駐車場	16,200
------------	--------

」

を  
「

釜利谷東ハイツ駐車場	16,200
瀬戸橋住宅駐車場	14,600

」

に改める。

附 則

この規則中、別表第 1 の(1)の表中村町住宅の項に係る改正規定及び別表第 3 中村町住宅駐車場の項に係る改正規定は令和 7 年 1 月 1 日から、別表第 1 の(1)の表瀬戸橋住宅の項に係る改正規定及び別表第 3 瀬戸橋住宅駐車場の項に係る改正規定は同年 2 月 1 日から施行する。

横浜市改良住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 12 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市規則第 95 号

横浜市改良住宅条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市改良住宅条例施行規則（昭和 37 年 5 月横浜市規則第 44 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の表の前に次のように加える。

1 改良住宅

別表第 1 に次の 1 表を加える。

2 更新住宅

名 称	対 象 住 戸	改良住宅条例第 6 条第 1 項において準用する市営住宅条例第 19 条第 3 項の規定により規則で定める数値
中 村 町 住 宅	全 戸	1.02
瀬 戸 橋 住 宅	同	0.98

別表第 3 の表の前に次のように加える。

1 改良住宅

別表第 3 に次の 1 表を加える。

2 更新住宅

名 称	使 用 料 ( 月 額 )
中 村 町 住 宅 駐 車 場	円 19,900
瀬 戸 橋 住 宅 駐 車 場	14,600

附 則

この規則は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 に 1 表を加える改正規定（瀬戸橋住宅の項に係る部分に限る。）及び別表第 3 に 1 表を加える改正規定（瀬戸橋住宅駐車場の項に係る部分に限る。）は、同年 2 月 1 日から施行する。

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 12 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市規則第 96 号

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成 15 年 3 月横浜市規則第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 88 条の 3、第 88 条の 5 及び第 90 条の 2 第 3 項中「第 18 条第 2 項」の次に「若しくは第 4 項」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

告 示

---

横 浜 市 告 示 第 436 号

令 和 6 年 度 横 浜 市 一 般 会 計 補 正 予 算 ( 第 4 号 ) ほ か 1 件  
の 要 領 公 表

令 和 6 年 12 月 19 日 の 市 議 会 に お い て 議 決 を 得 た 令 和 6 年 度 横 浜 市  
一 般 会 計 補 正 予 算 ( 第 4 号 ) ほ か 1 件 の 要 領 を 、 別 冊 の と お り 公 表  
す る 。

令 和 6 年 12 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横浜市告示第 437 号

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定

横浜市市税条例（昭和 25 年 8 月横浜市条例第 34 号）第 29 条の 4 の 3 第 1 項に規定する控除対象寄附金として、次のとおり指定した。

令和 6 年 12 月 25 日

横浜市長 山中竹春

次の法人の主たる目的である業務に関連する寄附金（横浜市の区域外に施設を建設するための費用等に充てることを目的とするものを除く。）

指定年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
令和 6 年 12 月 13 日	公益財団法人東 京横浜独逸学園	都筑区茅ヶ崎南 二丁目 4 番 1 号	令和 6 年 1 月 1 日

横浜市告示第 438 号

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更

横浜市市税条例（昭和 25 年 8 月横浜市条例第 34 号）第 29 条の 4 の 3 の規定による控除対象寄附金について、その告示した内容に次のとおり変更があった。

令和 6 年 12 月 25 日

横浜市長 山中竹春

1 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定（平成 21 年 2 月横浜市告示第 43 号）により告示した内容の変更

変更年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
令和 6 年 4 月 1 日	学校法人総持学園	鶴見区鶴見二丁目 1 番 3 号	(新) 平成 20 年 1 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで
			(旧) 平成 20 年 1 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
令和 6 年 10 月 1 日	(新) 国立大学法人東京科学大学	東京都目黒区大岡山 2 丁目 12 番 1 号	平成 20 年 1 月 1 日
	(旧) 国立大学法人東京工業大学		

2 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定（平成 28 年 10 月横浜市告示第 595 号）により告示した内容の変更

変更年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
令和 6 年 10 月 1 日	特定非営利活動法人だんだんの樹	(新) 泉区弥生台 27 番地の 2	平成 28 年 1 月 15 日から令和 8 年 1 月 14 日まで
		(旧) 泉区領家二丁目 6 番地の 1	

3 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定（令和 6 年 8 月横浜市告示第 320 号）により告示した内容の変更

変更年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
令和 6 年 10 月 10 日	(新) 認定特定非営利活動法人森ノオト	青葉区鴨志田町 818 番地の 3	令和 6 年 1 月 1 日から令和 10 年 11 月 30 日まで

(旧) 特定非営利活 動法人 森ノオト	
------------------------	--



横浜市告示第 439 号

計量法第 20 条第 1 項の規定に基づく指定定期検査機関の  
指定

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 20 条第 1 項に規定する指定定期  
検査機関として、次のとおり指定した。

令和 6 年 12 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 名称及び所在地  
公益社団法人神奈川県計量協会  
会長 谷 本 淳  
神奈川県浦島丘 4
- 2 指定の対象となる特定計量器  
計量法施行令（平成 5 年政令第 329 号）第 10 条第 1 項第 1 号に  
規定するもののうち、ひょう量 1 トン以上の特定計量器及び同特  
定計量器を有する事業所等で併せて使用するひょう量 1 トン未満  
の特定計量器。
- 3 指定の区域  
横浜市全域
- 4 指定の期間  
令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

横 浜 市 告 示 第 440 号

指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者 及 び 指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業  
者 の 廃 止

介 護 保 険 法 ( 平 成 9 年 法 律 第 123 号 ) 第 75 条 第 2 項 及 び 第 115 条  
の 5 第 2 項 の 規 定 に 基 づ き 、 指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者 及 び 指 定 介 護  
予 防 サ ー ビ ス 事 業 者 か ら 廃 止 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 6 年 12 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

事 業 者 の 名 称	事 業 所 の 名 称	事 業 所 の 所 在 地	廃 止 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
東 急 不 動 産 株 式 会 社	グ ラ ン ク レ ー ル 藤 が 丘	青 葉 区 藤 が 丘 一 丁 目 37 番 地 の 1	令 和 6 年 12 月 31 日	特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護 、 介 護 予 防 特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護

横 浜 市 告 示 第 441 号

指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者 及 び 指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業  
者 の 廃 止

介 護 保 険 法 ( 平 成 9 年 法 律 第 123 号 ) 第 75 条 第 2 項 及 び 第 115 条  
の 5 第 2 項 の 規 定 に 基 づ き 、 指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者 及 び 指 定 介 護  
予 防 サ ー ビ ス 事 業 者 か ら 廃 止 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 6 年 12 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

事 業 者 の 名 称	事 業 所 の 名 称	事 業 所 の 所 在 地	廃 止 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
グ リ ー ン ラ イ フ 東 日 本 株 式 会 社	は ぴ ね 横 浜	緑 区 十 日 市 場 町 876 番 地 の 8	令 和 6 年 12 月 31 日	特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護 、 介 護 予 防 特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護

横 浜 市 告 示 第 442 号

保 存 す べ き 緑 地 の 指 定

緑の環境をつくり育てる条例（昭和 48 年 6 月横浜市条例第 47 号）  
第 7 条第 1 項の規定に基づき、保存すべき緑地として、次の地域を  
指定した。

令 和 6 年 12 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

保 存 す べ き 緑 地	指 定 地 域	指 定 期 間
緑地保存地区	戸塚区平戸町 301 番の 1、302 番の一部及び 308 番	令和 6 年 10 月 25 日から 令和 17 年 3 月 31 日まで
源流の森保存地区	緑区十日市場町 2,032 番の 1 及び 2,041 番 緑区长津田町 4,775 番 の 1 及び 4,775 番の 2	令和 6 年 10 月 25 日から 令和 17 年 3 月 31 日まで

横浜市告示第 443 号

横浜国際港都建設計画生産緑地地区の変更

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画生産緑地地区を次のとおり変更した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 12 月 25 日

横浜市長 山中竹春

1 都市計画の種類

横浜国際港都建設計画生産緑地地区

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

磯子区氷取沢町地内、金沢区能見台一丁目地内及び緑区長津田みなみ台五丁目地内

(2) 削除する部分

緑区長津田二丁目地内、都筑区大丸及び東山田一丁目地内並びに泉区和泉中央北二丁目、中田東三丁目及び中田南五丁目地内

(3) 変更する部分

鶴見区駒岡四丁目及び馬場七丁目地内、神奈川区三枚町、羽沢町及び羽沢南三丁目地内、保土ヶ谷区藤塚町、仏向町及び法泉一丁目地内、旭区市沢町及び白根五丁目地内、金沢区釜利谷東三丁目及び釜利谷東四丁目地内、港北区小机町、新吉田東一丁目、新吉田東五丁目及び綱島東一丁目地内、緑区鴨居四丁目、北八朔町及び白山二丁目地内、青葉区あざみ野四丁目、あざみ野南三丁目、美しが丘西二丁目、荏子田三丁目、大場町及び鴨志田町地内、都筑区池辺町、荏田東四丁目、大熊町、中川四丁目及び平台地内、戸塚区川上町、原宿五丁目及び矢部町地内、栄区笠間五丁目、上郷町及び小菅ヶ谷一丁目地内、泉区和泉中央北六丁目、和泉中央南一丁目、和泉中央南三丁目、岡津町及び中田東四丁目地内並びに瀬谷区相沢六丁目、阿久和東一丁目、五貫目町、中屋敷一丁目、橋戸二丁目、二ツ橋町、本郷一丁目、本郷二丁目、本郷三丁目及び宮沢二丁目地内

横浜市告示第 444 号

令和 6 年度港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定

横浜市港湾環境整備負担金条例（昭和 55 年 3 月横浜市条例第 8 号）第 4 条第 1 項に規定する負担対象工事として、次のとおり指定する。

令和 6 年 12 月 25 日

横浜市長 山中竹春

工事の種類	工事の名称	工事が実施された場所	工事の完了した日	工事に要した費用	負担区域	負担の割合	負担区域内にある工場又は事業場の敷地の面積等の合計
港湾環境整備施設の建設又は改良の工事	緑地の改良の工事	本牧ふ頭地区 内港地区	令和 6 年 3 月 31 日まで	円 63,434,525	臨港地区	1/8 1/16	m <sup>2</sup> 27,384,979
港湾環境整備施設の維持の工事	緑地の維持の工事	大黒ふ頭地区 神奈川地区 山下ふ頭地区 本牧ふ頭地区 金沢地区 鶴見地区 磯子地区 内港地区		円 317,273,511	臨港地区	1/2 1/8 1/16	m <sup>2</sup> 27,015,063
港湾における漂流物の除去その他の清掃のための工事	海面清掃	横浜港 港湾区域内		円 184,050,203	臨港地区 及び 港湾区域	1/2	m <sup>2</sup> 28,340,431

公告

横浜市公告第 684 号

市有地の貸付けに関する一般競争入札の施行  
次のとおり一般競争入札を行う。

令和 6 年 12 月 25 日

契約事務受任者

横浜市財政局長 松井伸明

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

市有地の貸付け

(2) 物件の所在等

土地の所在	地目	地積 ( m <sup>2</sup> )
都筑区勝田南一丁目 8 番の 14 のうち	宅地	約 230
都筑区北山田三丁目 15 番の 4	宅地	165.00
都筑区北山田六丁目 3 番の 9	宅地	156.49
都筑区桜並木 15 番の 6	宅地	325.64
都筑区二の丸 11 番の 10	宅地	176.14

(3) 最低貸付価格 ( 課税の場合は消費税別途 )

月額 105,600 円

(4) 貸付物件の使用目的 ( 用途指定 )

都筑区土地公募貸付実施要項 ( 時間貸駐車場用途限定 ) による。

(5) 貸付期間

3 年間 ( 自動更新不可 )

(6) 入札に付す条件

都筑区土地公募貸付実施要項 ( 時間貸駐車場用途限定 ) による。

2 都筑区土地公募貸付実施要項 ( 時間貸駐車場用途限定 ) の交付

(1) 交付期間

令和 7 年 1 月 15 日から令和 7 年 1 月 28 日まで ( 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 ( 昭和 23 年法律第 178 号 ) に規定する休日を除く午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで )

(2) 交付場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市財政局ファシリティマネジメント推進室ファシリティマネジメント推進部ファシリティマネジメント推進課 ( 横浜市庁舎 12 階 )

電話 045(671)2261

3 入札参加資格

- (1) 現に駐車場事業を営んでいる者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 入札参加申込書の提出期間の最終日から入札日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属する者でないこと。

4 入札参加の手続

- (1) 必要書類  
都筑区土地公募貸付実施要項（時間貸駐車場用途限定）による。
- (2) 受付期間  
令和 7 年 1 月 15 日から令和 7 年 1 月 28 日まで必着
- (3) 受付方法  
書留又は簡易書留郵便で必要な書類を提出（持参可）
- (4) 宛先  
〒 231-0005  
横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10  
横浜市財政局ファシリティマネジメント推進課

5 入札方法及び開札の日時及び場所

- (1) 入札方法  
書留又は簡易書留郵便で入札書を提出（持参可）  
令和 7 年 2 月 19 日まで必着  
（宛先）入札参加の手続の宛先と同じ
- (2) 開札  
令和 7 年 2 月 27 日午前 10 時 00 分  
中区本町 6 丁目 50 番地の 10  
横浜市庁舎 12 階 12 - S 03 会議室

6 入札保証金

入札保証金は免除する。

7 入札の無効

次の入札は無効とする。

- (1) 第 3 項の入札参加資格を満たさない者が行った入札
- (2) 都筑区土地公募貸付実施要項（時間貸駐車場用途限定）における入札実施要項第 6 条に定める入札

8 貸付料の納入方法

本市が発行する納入通知書により、年度ごとに本市が定める期



日までに納付すること。

9 その他

詳細は都筑区土地公募貸付実施要項（時間貸駐車場用途限定）  
舗装条件付きによる。

横浜市公告第 685 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 6 年 12 月 25 日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

サミットストア井土ヶ谷店  
南区井土ヶ谷中町 129 番地の 1 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社 S M B C 信託銀行  
代表取締役 谷 司 朗  
東京都千代田区丸の内 1 丁目 3 番 2 号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社 S M B C 信託銀行 代表取締役 奥 敦 之 東京都千代田区丸の内 1 丁目 3 番 2 号	株式会社 S M B C 信託銀行 代表取締役 谷 司 朗 東京都千代田区丸の内 1 丁目 3 番 2 号

(4) 変更の年月日

令和 6 年 4 月 1 日

(5) 変更した理由

設置者の代表者変更のため

2 届出年月日

令和 6 年 11 月 25 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横 浜 市 公 告 第 686 号

公 園 の 設 置

都 市 公 園 法 ( 昭 和 31 年 法 律 第 79 号 ) 第 2 条 の 2 の 規 定 に 基 づ き 、  
次 の と お り 公 園 を 設 置 す る 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 み ど り 環 境 局 公 園 緑 地 部 公 園 緑 地 管 理 課  
に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 6 年 12 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

公 園 の 名 称	位 置	区 域	面 積	主 な 公 園 施 設	供 用 開 始 の 期 日
岸 谷 四 丁 目 第 二 公 園	鶴 見 区 岸 谷 四 丁 目 1,412 番 の 28 ほか	別 図 の と お り	1,753 m <sup>2</sup>	ベ ン チ 、 水 飲 み 、 ブ ラ ン コ 、 す べ り 台	令 和 6 年 12 月 25 日

別 図 ( 省 略 )

横浜市公告第 687 号

公園の一時利用停止

横浜市公園条例（昭和 33 年 3 月横浜市条例第 11 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり公園の利用を一時停止する。

その関係図面は、横浜市みどり環境局公園緑地部公園緑地管理課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 12 月 25 日

横浜市長 山中竹春

公園の名称	位置	一時利用停止の区域及び面積	一時利用停止の態様	一時利用停止期間
浦島町浜公園	神奈川区浦島町 365 番	別図のとおり 423 m <sup>2</sup>	立入禁止	令和 6 年 12 月 25 日から令和 7 年 3 月 17 日まで
浦島第二公園	神奈川区亀住町 4 番の 35	別図のとおり 1,421 m <sup>2</sup>	立入禁止	令和 6 年 12 月 25 日から令和 7 年 3 月 17 日まで
富岡総合公園	金沢区富岡東二丁目 9 番	別図のとおり 219,208 m <sup>2</sup> のうち 5,562 m <sup>2</sup>	立入禁止	令和 7 年 1 月 6 日から令和 7 年 8 月 1 日まで
たちばな台第三公園	青葉区たちばな台二丁目 10 番	別図のとおり 3,046 m <sup>2</sup>	立入禁止	令和 7 年 1 月 9 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
松風台第四公園	青葉区松風台 36 番の 5	別図のとおり 535 m <sup>2</sup>	立入禁止	令和 7 年 1 月 9 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
松風台第二公園	青葉区松風台 42 番	別図のとおり 3,518 m <sup>2</sup>	立入禁止	令和 7 年 1 月 9 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

別図（省略）

横 浜 市 公 告 第 688 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定  
土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 14 条 第 1 項 の 規 定 に 基  
づ き 申 請 さ れ た 次 の 土 地 の 区 域 に つ い て 、 同 法 第 11 条 第 1 項 の 規 定  
に 基 づ き 、 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当 該 土 地 の 形 質  
の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら ない 区 域 と し て  
指 定 す る 。

令 和 6 年 12 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地  
旭 区 川 井 本 町 74 番 の 3 及 び 74 番 の 8 の 各 一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い ない 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
ク ロ ロ エ チ レ ン 、 ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン

横 浜 市 公 告 第 689 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定  
土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基  
づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当  
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な  
い 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 6 年 12 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地  
旭 区 善 部 町 89 番 の 8 の 一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
鉛 及 び そ の 化 合 物 、 砒 素 及 び そ の 化 合 物 、 ふ っ 素 及 び そ の 化 合  
物
- 3 土 壤 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
鉛 及 び そ の 化 合 物

横 浜 市 公 告 第 690 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定  
土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基  
づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当  
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な  
い 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 6 年 12 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地  
磯 子 区 新 杉 田 町 8 番 の 1 の 一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物
- 3 そ の 他  
こ の 公 告 に よ り 指 定 す る 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 は 、 土 壤 汚 染 対  
策 法 施 行 規 則 （ 平 成 14 年 環 境 省 令 第 29 号 ） 第 58 条 第 5 項 第 12 号 に  
該 当 す る 。

横 浜 市 公 告 第 691 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定  
土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基  
づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当  
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な  
い 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 6 年 12 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地  
緑 区 長 津 田 町 字 馬 ノ 背 4,259 番 の 1 の 一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
鉛 及 び そ の 化 合 物 、 ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物
- 3 土 壤 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
鉛 及 び そ の 化 合 物



横 浜 市 公 告 第 692 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定  
土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基  
づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当  
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な  
い 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 6 年 12 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地  
戸 塚 区 戸 塚 町 字 六 ノ 区 934 番 の 1 、 934 番 の 9 及 び 943 番 の 1  
の 各 一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
砒 素 及 び そ の 化 合 物

横浜市公告第 693 号

横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質  
変更時要届出区域の指定の解除

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成 14 年 12 月横浜市条例  
第 58 号）第 67 条第 2 項の規定に基づき、横浜市生活環境の保全等  
に関する条例に基づく条例形質変更時要届出区域の指定（令和 3 年 9  
月横浜市公告第 584 号）により指定した区域の全部の指定を解除す  
る。

令和 6 年 12 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 解除する条例形質変更時要届出区域の所在地  
西区浜松町 32 番、44 番の 1 及び 44 番の 2 の各一部
- 2 土壌溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
ベンゼン
- 3 講じられた汚染の除去等の措置  
基準不適合土壌の掘削による除去

横浜市公告第 694 号

下水道管理用地を活用した時間貸し自動車駐車場事業者  
の決定に関する一般競争入札の施行

次のとおり一般競争入札を行う。

令和 6 年 12 月 25 日

横浜市長 山中竹春

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

下水道管理用地を活用した時間貸し自動車駐車場事業者公募

(2) 対象用地の所在等

対象用地の所在	占用面積 (㎡)
旭区本村町 17 番の 19 ほか	186.89
港北区新吉田東三丁目 3,709 番の 6 ほか	149.42
栄区田谷町 1,370 番の 3	93.17
瀬谷区本郷三丁目 45 番の 14	292.00
川崎市中原区井田 2 丁目 1,158 番の 1	329.45

(3) 納付金

入札書に記載する金額は、1 年当たりの納付金の額（駐車場運営による 1 年当たりの収入見込み額の一部）の 110 分の 100 に相当する額とする。

なお、納付金とは別に、占用料が必要となるため留意すること。詳細については、下水道管理用地を活用した時間貸し自動車駐車場事業者公募実施要項（以下「公募実施要項」という。）による。

(4) 対象用地の使用目的（用途指定）

公募実施要項による。

(5) 事業期間

事業実施協定締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで。

ただし、公募実施要項に事業期間の更新に関する事項があるので留意すること。

(6) 入札に付す条件

公募実施要項による。

2 公募実施要項の交付

(1) 交付期間

令和 6 年 12 月 25 日から令和 7 年 1 月 23 日まで。

(2) 交付場所

横浜市ホームページからダウンロード

アドレス：<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kasengesuido/gesuido/sisankatuyou/youtikatuyou06.html>

3 入札参加資格

次の各号に掲げる条件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく一般競争参加停止及び指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 国税及び市税の滞納がないこと。
- (4) 施設の建設、原状回復及び事業の運営等に必要な資力を備えており、本市が指定する期日までに事業実施協定を締結し、占用料及び納付金の支払いが可能であること。
- (5) 公募実施要項の内容を遵守し、事業計画を適切に行えること。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属する者でないこと。
- (7) 事業実施協定締結時までに契約保証金の支払いが可能であること。

#### 4 入札参加の手続

- (1) 必要書類  
公募実施要項による。
- (2) 受付方法  
書留又は簡易書留郵便で必要な書類を提出（持参可）
- (3) 受付期間  
令和 6 年 12 月 25 日から令和 7 年 1 月 23 日午後 5 時 00 分まで必着（持参の場合は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び令和 6 年 12 月 28 日から令和 7 年 1 月 5 日までを除く午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで）
- (4) 宛先  
〒 231-0005  
中区本町 6 丁目 50 番地の 10  
横浜市下水道河川局マネジメント推進部マネジメント推進課

#### 5 入札日時及び場所

令和 7 年 2 月 25 日（火）午後 2 時 00 分  
中区本町 6 丁目 50 番地の 10  
横浜市庁舎 24 階 共用会議室 24-S03

#### 6 入札方法等

- (1) 入札方法  
公募実施要項に定める様式により、「入札書」を作成し、持参のうえ提出すること。  
※ 郵送による入札は受け付けない。

※ 入札開始時刻に遅れた場合は、入札参加不可とする。

※ 会場への入室は各社 2 名までとする。

(2) 入札金額の表示

入札金額は、消費税法第 9 条第 1 項規定の免税事業者であるか課税事業者であるかを問わず、「1 (3) 納付金」に示す金額を記入すること。

(3) 入札にあたっての注意事項

ア 入札書の住所、商号又は名称及び氏名欄は、代表者又は委任を受けている場合はその代理人が記載、押印すること。

イ 入札済みの入札書は、いかなる理由があっても、書き換え、引き替え又は撤回することはできない。

ウ 入札者又は代理人は、本件入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできない。

(4) 入札の延期等

入札者（代理人が入札する場合にあっては代理人。以下同じ。）が連合し又は不穩の挙動をするなどの場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し又はこれを取り止めることがある。

7 入札保証金

入札保証金は免除する。

8 契約保証金

1 年当たりの納付金の額の 4 分の 1 に相当する金額を納付すること。

9 入札の無効

次の入札は無効とする。

(1) 提出書類に虚偽の記載をした者のした入札

(2) 指定の時刻までに提出しなかった入札

(3) 所定の入札書によらない入札

(4) 記名を欠く入札

(5) 入札者又はその代理人が 1 人で 2 枚以上の入札をした場合、その全ての入札

(6) 入札者及びその代理人がそれぞれ入札した場合、その双方の入札

(7) 委任状の提出がない代理人がした入札

(8) 入札金額、入札者の氏名その他主要部分が識別しがたい入札

(9) 入札金額を訂正した入札

(10) 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札

10 納付金の納入方法

本市が発行する納入通知書により、年度ごとに本市が定める期日までに納付すること。

- 11 その他  
詳細は公募実施要項による。

横 浜 市 公 告 第 695 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 変 更

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 ( 平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号 ) 第 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 排 水 設 備 指 定 工 事 店 を 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 6 年 12 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

変 更 年 月 日	指 定 番 号	名 称	代 表 者 氏 名	営 業 所 所 在 地
令 和 6 年 10 月 31 日	11086	笠 間 工 業 株 式 会 社	(新) 佐 々 木    べ    ジ	栄 区 公 田 町 1, 550 番 地
			(旧) 鈴    木    富    裕	

横浜市公告第 696 号

マンション建替え事業の事業計画変更の認可に係る事業  
計画の縦覧

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）第 34 条第 1 項の規定に基づき、ニックハイム綱島第一マンション建替組合より事業計画の変更認可申請があったので、同法第 11 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

施行マンションとなるべきマンション又はその敷地について権利を有する者は、同法第 11 条第 2 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までに、横浜市長に意見書を提出することができる。

令和 6 年 12 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 縦覧期間  
令和 6 年 12 月 25 日から令和 7 年 1 月 7 日まで（休日を除く。）
- 2 縦覧場所  
中区本町 6 丁目 50 番地の 10  
横浜市建築局住宅部住宅再生課
- 3 縦覧時間  
午前 9 時から午後 5 時まで



横浜市公告第 697 号

建築協定認可に係る建築協定書の縦覧及び公開による意見の聴取の開催

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 70 条第 1 項の規定に基づき、竹山第 3 建築協定の認可申請があったので、次のとおり、同法第 71 条の規定に基づき関係人の縦覧に供するとともに、同法第 72 条第 1 項の規定に基づき公開による意見の聴取を行う。

この公開による意見の聴取に出席して意見を述べたい者は、縦覧期間満了の日までに横浜市建築局建築指導部建築企画課に申し出なければならない。

令和 6 年 12 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 縦覧期間  
令和 6 年 12 月 25 日から令和 7 年 1 月 30 日まで
- 2 縦覧場所  
中区本町 6 丁目 50 番地の 10  
横浜市建築局建築指導部建築企画課
- 3 縦覧時間  
午前 9 時から午後 5 時まで
- 4 公開による意見の聴取の期日  
令和 7 年 2 月 7 日午前 10 時 30 分
- 5 公開による意見の聴取の場所  
緑区役所 3 階会議室 3 B  
緑区寺山町 118 番地

横 浜 市 公 告 第 698 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た。

令 和 6 年 12 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 5 年 9 月 8 日 第 2023 開 1503 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
藤 沢 市 本 鵜 沼 3 丁 目 8 番 16 号  
株 式 会 社 ユー ミー 経 営  
代 表 取 締 役 保 坂 正 和
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
栄 区 笠 間 二 丁 目 818 番 の 3 から 818 番 の 5 ま だ の 各 一 部 、 819  
番 の 2 、 819 番 の 4 の 一 部 、 819 番 の 15 、 819 番 の 16 の 一 部 、 88  
0 番 の 1 、 881 番 の 1 から 881 番 の 3 ま だ 、 882 番 の 1 の 一 部 、  
882 番 の 2 の 一 部 、 882 番 の 7 の 一 部 、 882 番 の 8 、 884 番 の 3  
、 884 番 の 5 、 1,775 番 の 36 の 一 部 及 び 1,775 番 の 37 の 一 部

横 浜 市 公 告 第 699 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 6 年 12 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 6 年 5 月 24 日 第 2024 開 801 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
平 塚 市 錦 町 2 番 16 号  
株 式 会 社 マ ッ ケ ン ジ ー ハ ウ ス  
代 表 取 締 役 鳥 居 大 祐
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
旭 区 上 川 井 町 715 番 の 1 から 715 番 の 11 ま で 、 716 番 の 3 及 び  
716 番 の 8

横 浜 市 公 告 第 700 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 6 年 12 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 6 年 6 月 3 日 第 2024 開 1303 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
神 奈 川 区 鶴 屋 町 1 丁 目 7 番 地 の 12  
株 式 会 社 ハ ウ ス プ ラ ン  
代 表 取 締 役 鈴 木 賢 広
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
戸 塚 区 上 矢 部 町 710 番 の 1 、 710 番 の 12 及 び 710 番 の 56 の 一 部

横 浜 市 公 告 第 701 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 6 年 12 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 6 年 9 月 27 日 第 2024 開 1001 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
金 沢 区 瀬 戸 16 番 10 号  
内 田 英 雄  
金 沢 区 瀬 戸 16 番 10 号  
内 田 勝 俊
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
金 沢 区 瀬 戸 4,384 番 、 4,384 番 の 2 、 4,444 番 の 1 の 一 部 、 4,  
444 番 の 9 、 5,005 番 の 7 の 一 部 及 び 5,005 番 の 11 の 一 部

横浜市公告第 702 号

建築基準法に基づく指定道路の廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 12 月 25 日

横浜市長 山中竹春

1 廃止する道路の指定番号

第 51・11・16 号

2 廃止年月日

令和 6 年 12 月 13 日

3 廃止する道路の幅員

4.50 m 及び 5.00 m

4 廃止する道路の延長

71.80 m

5 廃止の場所

港北区下田町六丁目 285 番の 23 地先から 287 番の 2 地先まで

横浜市公告第 703 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 12 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号  
第 34・97 号
- 2 廃止年月日  
令和 6 年 12 月 10 日
- 3 廃止部分の道路の幅員  
6.00 m
- 4 廃止部分の道路の延長  
129.00 m
- 5 廃止の場所  
磯子区森が丘一丁目 1,765 番の 98 地先から 1,852 番の 34 地先まで及び 1,765 番の 62 地先から 1,765 番の 65 地先まで

横 浜 市 公 告 第 704 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ  
く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 6 年 12 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 廃 止 年 月 日  
令 和 6 年 12 月 12 日
- 2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員  
4.00 m
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長  
9.71 m
- 4 廃 止 の 場 所  
港 北 区 仲 手 原 一 丁 目 496 番 の 25 の 一 部



横 浜 市 公 告 第 705 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ  
く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 6 年 12 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 廃 止 年 月 日

令 和 6 年 12 月 6 日

2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員

4.00 m

3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長

21.404 m

4 廃 止 の 場 所

泉 区 中 田 西 一 丁 目 2,304 番 及 び 2,305 番 の 各 一 部

区 告 示

南区告示第 13 号（令和 6 年 12 月 6 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、芙蓉自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 12 月 6 日

横浜市南区長 高 澤 和 義

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	久 岡 あかね 南区六ツ川二丁目 114 番地の 13	後 藤 明 史 南区六ツ川二丁目 133 番地の 4

区 公 告

戸塚区公告第 190 号（令和 6 年 12 月 9 日 掲 示 済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和 6 年 12 月 9 日

横浜市戸塚区長 近 藤 武

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日
横 6 - 21 浜 横浜	令和 3 年 4 月 1 日
横 36 - 71 浜 横浜	令和 3 年 4 月 1 日
横 36 - 68 浜 横浜	令和 3 年 7 月 3 日
横 9 - 26 浜 横浜	令和 3 年 9 月 5 日
横 6 - 19 浜 横浜	令和 3 年 9 月 7 日
横 41 - 02 浜 横浜	令和 4 年 6 月 23 日
横 9 - 25 浜 横浜	令和 5 年 6 月 26 日

横 9 - 27 浜 横 浜	令 和 5 年 8 月 25 日
横 31 - 37 浜 横 浜	令 和 5 年 12 月 11 日
横 9 - 31 浜 横 浜	令 和 5 年 12 月 18 日
横 9 - 29 浜 横 浜	令 和 6 年 6 月 27 日

神奈川区公告第 115 号（令和 6 年 12 月 10 日 掲示 済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和 6 年 12 月 10 日

横浜市神奈川区長 鈴木 茂 久

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日
横 28 - 26 浜 横浜	令和 6 年 10 月 5 日

交通局

交通局公告第 7 号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 29 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定により、次の者を令和 6 年 11 月 27 日懲戒処分に付した。

令和 6 年 12 月 25 日

横浜市交通事業管理者  
交通局長 三 村 庄 一

所属又は補職	職名	氏名	処分の内容
高速鉄道本部駅務管理所	運輸事務職員	伊藤 正 人	停職 3 箇月
自動車本部本牧営業所	運輸職員	川 村 祥 平	停職 2 箇月
自動車本部本牧営業所	運輸職員	水 野 駿	減給 5 号
高速鉄道本部駅務管理所	運輸事務職員	松 下 幸 司	戒告
自動車本部保土ヶ谷営業所	運輸職員	三 浦 清	戒告

市選挙管理委員会

横浜市選挙管理委員会告示第 11 号

直接請求に必要な選挙権を有する者の数

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項、第 75 条第 1 項、第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 4 条第 1 項、同条第 11 項、第 5 条第 1 項及び同条第 15 項の規定による選挙権を有する者の 50 分の 1 の数、6 分の 1 の数、3 分の 1 の数及び総数の 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和 6 年 12 月 25 日

横浜市選挙管理委員会

50 分の 1 の数	62,726 人
6 分の 1 の数	522,716 人
3 分の 1 の数	1,045,432 人
選挙区ごとの 3 分の 1 の数	
鶴見区	80,154 人
神奈川区	68,704 人
西区	29,228 人
中区	40,553 人
南区	55,692 人
港南区	60,294 人
保土ヶ谷区	57,151 人
旭区	68,614 人
磯子区	46,081 人
金沢区	54,888 人
港北区	99,742 人
緑区	50,291 人
青葉区	85,758 人
都筑区	58,374 人
戸塚区	78,275 人
栄区	34,517 人
泉区	42,706 人
瀬谷区	34,415 人
総数の 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得	

た 数

492,037 人